

## 第2回市原市市民活動・協働推進委員会議事録（議事要旨）

1 日 時：平成27年6月11日（木）午後1時30分～午後4時
2 場 所：市原市市民活動センター1階会議室
3 出席者：（委員） 関谷会長、鈴木副会長、小澤委員、栗原委員、谷口委員、露崎委員 （事務局） 市民活動支援課 田邊課長、田邊主幹 NPO・ボランティア支援室 若菜室長、谷川主任、田村主事
4 議 題 （1）平成27年度市原市市民活動支援補助事業に係る審査について（答申） （2）その他（今後の市民活動支援補助事業に係る審査方法等）
5 議事の概要 （1）平成27年度市原市市民活動支援補助事業に係る審査について（答申） 平成27年度市原市市民活動支援補助事業に応募のあった全ての事業について、支援を行う事業に適することとした。 （2）その他（今後の市民活動支援補助事業に係る審査方法等） ア 審査方法について、スタートアップ事業は書類審査のみ、ステップアップ事業「10万円コース」は、書類審査及びヒアリングを必要に応じて実施する、ステップアップ事業「30万円コース」は書類審査及びプレゼンテーション審査を実施することが望ましいとされた。 イ 会議の公開について、審査は非公開とし、それ以外は公開することとした。
※1 すべての会議において、議事録（会議経過を含めたもの）を作成するものとする。 2 発言者名については、その全部又は一部を省略することができる。 3 会議経過に不開示情報が含まれる場合の取扱いについて （1）情報公開推進室に送付する公表用の議事録の作成には、次のような方法がある。 ア 不開示情報が記録されている部分の黒塗り又は記号への置き換えをする。 イ 不開示情報が含まれている審議事項を削除し、その部分に「議題（4）」に係る会議経過については、市原市情報公開条例第7条第2号に該当する情報（個人に関する情報）が、含まれているので表示しません。」等の記載を設ける。 （2）全部を非公開とする会議を開催した場合には、議事録に代えて議事要旨（議事録から会議経過を除いたもの）を情報公開推進室に送付することができるものとする（表題は「議事要旨」とする。）

問合先)

所管課等：市民生活部市民活動支援課NPO・ボランティア支援室

電話：0436-23-9998